

## 平成15年3月20日(木曜日)第1回定例会

## 出席議員(23名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	13番	新宮征一	議員
14番	佐藤穎男	議員	15番	伊藤諭	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	松田伸一	議員
20番	那須稔	議員	21番	佐竹敬一	議員
22番	遠藤聖作	議員	23番	伊藤昭二郎	議員
24番	井上勝	議員			

## 欠席議員(1名)

12番 渡辺成也 議員

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
安達勝雄	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
小松仁一	会計課長	浦山邦憲	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員長		農業委員会
布施崇一	事務局長	真木憲一	事務局長

## 事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第5号

第1回定例会

平成15年3月20日(木)

午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 議第 3号 平成14年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- " 2 議第 4号 平成14年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第2号)
- " 3 議第 5号 平成14年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- " 4 議第 6号 平成14年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- " 5 議第 7号 平成15年度寒河江市一般会計予算
- " 6 議第 8号 平成15年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算
- " 7 議第 9号 平成15年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- " 8 議第10号 平成15年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- " 9 議第11号 平成15年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- " 10 議第12号 平成15年度寒河江市老人保健特別会計予算
- " 11 議第13号 平成15年度寒河江市介護保険特別会計予算
- " 12 議第14号 平成15年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- " 13 議第15号 平成15年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
- " 14 議第16号 平成15年度寒河江市立病院事業会計予算
- " 15 議第17号 平成15年度寒河江市水道事業会計予算
- " 16 議第18号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
- " 17 議第19号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- " 18 議第20号 寒河江市手数料条例の一部改正について
- " 19 議第21号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
- " 20 議第22号 寒河江市生活支援ホームヘルパー派遣に関する条例の一部改正について
- " 21 議第23号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
- " 22 議第24号 寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江駅前交流センター新築工事請負契約の一部変更について
- " 23 議第25号 寒河江市立醍醐小学校改築工事(屋内運動場建築工事)請負契約の締結について
- " 24 議第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- " 25 請願第1号 少人数学級を国の責任で制度化し、1県1国立大学1教育学部の原則を維持するための意見書提出について
- " 26 委員会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務委員長報告
- (2) 文教経済委員長報告
- (3) 厚生委員長報告
- (4) 建設委員長報告
- (5) 予算特別委員長報告
- " 27 質疑、討論、採決

日程第 2 8 議案第 2 号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について

” 2 9 議案第 3 号 少人数学級を国の責任で制度化し山形大学教育学部の存続を求める意見書の提出について

” 3 0 議案説明

” 3 1 委員会付託

” 3 2 質疑、討論、採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

日程の追加

日程第30 議会案第4号 イラク問題の平和的解決を求める決議

〃 31 議案説明

〃 32 委員会付託

〃 33 質疑、討論、採決

日程の追加

議員派遣の件

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は渡辺成也議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営については、2月27日及び3月18日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第5号によって進めてまいります。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 1、議第 3 号から日程第 25、請願第 1 号までの 25 案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐藤 清議長 日程第 26、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

## 総務委員長報告

佐藤 清議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9 番伊藤総務委員長。

〔伊藤総務委員長 登壇〕

伊藤忠男総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3 月 11 日午前 9 時 30 分から市議会第 2 会議室において委員 6 名出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。本委員会に付託になりました案件は議第 18 号、議第 19 号、議第 20 号の 3 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 18 号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「特別職の現在の報酬額と減額及び管理職手当減額はどのくらいになるのか」との問いがあり、「市長の報酬減額 10%で、年 110 万 4,000 円の減となります。助役は 5%、収入役、監査委員、教育長は 3%の減となり、管理職手当減額は 235 万 6,000 円で、減額の総額は 450 万円程度になります」との答弁がありました。

議第 18 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 19 号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「仕事の内容は何か」との問いがあり、当局より「医療職第 2 表の職種の方を対象にして、それぞれ道を開いていこうとするものです」との答弁がありました。

議第 19 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 20 号寒河江市手数料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。



## 文教経済委員長報告

佐藤 清議長 次に、文教経済委員長の報告を求めます。6 番安孫子文教経済委員長。

〔安孫子市美夫文教経済委員長 登壇〕

安孫子市美夫文教経済委員長 おはようございます。

文教経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3 月 11 日及び 3 月 18 日、市議会第 4 会議室において 2 回開催いたしました。

初めに、3 月 11 日の審査について申し上げます。午前 9 時 30 分から委員 6 名全員出席、当局から教育長初め関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 21 号、議第 25 号、議第 26 号、請願第 1 号の 4 案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 21 号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 21 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 25 号寒河江市立醍醐小学校改築工事（屋内運動場建築工事）請負契約の締結についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「寒河江市建設共同企業体について」の問いがあり、当局より「校舎の建設工事と同じで、代表者が高松木材で、伊藤建設、布施建設の 3 社であります」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 25 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 26 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「飲用水供給施設の進捗状況について」の問いがあり、当局より「この事業は平成 17 年度までであるわけですが、地域住民の合意形成を図っている段階です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 26 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 1 号少人数学級を国の責任で制度化し、1 県 1 国立大学 1 教育学部の原則を維持するための意見書提出についてを議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑・意見などもなく、質疑・意見などを終結し、討論を省略して採決の結果、請願第 1 号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、3 月 18 日の審査について申し上げます。

午後 1 時から委員 6 名全員出席、当局から教育長初め関係課長出席のもと開会いたしました。

3 月 17 日に議第 25 号寒河江市立醍醐小学校改築工事（屋内運動場建築工事）請負契約の締結についての議案の訂正が提出され、3 月 18 日に開催されました本会議で承認されましたので、再審査をすることに決し、議案の訂正理由の説明を省略し、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「寒河江市建設共同企業体の代表者交代の経緯について」の問いがあり、当局より「議案上程後の 3 月 13 日に届け出があり、まだ議決がなされておりませんので、行政実例に基づいて議案の訂正をさせてい

ただいたということです」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 25 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 厚生委員長報告

佐藤 清議長 次に、厚生委員長の報告を求めます。10 番高橋厚生委員長。

〔高橋秀治厚生委員長 登壇〕

高橋秀治厚生委員長 おはようございます。

厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、3 月 12 日午前 9 時 30 分から市議会第 2 会議室において委員 6 名中 5 名出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 5 号、議第 6 号、議第 22 号、議第 23 号の 4 案件であります。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第 5 号平成 14 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「介護サービスの 2 億円減額の理由について」の問いがあり、当局より「老健施設の利用が少なく、施設サービスの給付額が見込みより少なかったためです」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 5 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 6 号平成 14 年度寒河江市介護保険認定審査会共同設置特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容について申しあげます。

委員より「審査会の開催状況と回数が減った理由について」の問いがあり、当局より「当初予定は 205 回で、3 月までの見込みで 170 回となり、35 回減り、その主な理由は新規の認定件数が減ったことと、認定有効期間が 6 カ月から 12 カ月に延長になったためです」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 6 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 22 号寒河江市生活支援ホームヘルパー派遣に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「介護保険で自立となった方で、このサービスを受けている方の利用状況について」の問いがあり、当局より「現在 13 名おり、1 回 2 時間で週 2 回までとなっております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 22 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 23 号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「保険料改正の県内の状況について」の問いがあり、当局より「改正についてはまだ公表されている情報がなく、はっきりしたことはわかりません。14 年 10 月段階では、高いところで 3,600 円、安いところで 2,400 円となっており、本市は平均より低いところにあります」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 23 号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 建設委員長報告

佐藤 清議長 次に、建設委員長の報告を求めます。15 番伊藤建設委員長。

〔伊藤 諭建設委員長 登壇〕

伊藤 諭建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3 月 12 日午前 9 時 30 分から市議会第 4 会議室において委員 6 名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 4 号及び議第 24 号の 2 案件であります。

順次審査の内容を申し上げます。

最初に、議第 4 号平成 14 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 24 号寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江駅前交流センター新築工事請負契約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「JA 寒河江支所の解体がおくれた理由は」との問いがあり、当局より「新しい支所を建設する場所の物件解体がおくれ、支所の移転がおくれたこと、有線放送施設を移すに許可が必要で、その手続でおくれたことによるものです」との答弁がありました。

議第 24 号については、ほかに御報告する質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 予算特別委員長報告

佐藤 清議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。13 番新宮征一予算特別委員長。

〔新宮征一予算特別委員長 登壇〕

新宮征一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、3 月 4 日午後 2 時 45 分から本議場において委員 23 名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第 3 号平成 14 年度一般会計補正予算（第 5 号）、議第 7 号平成 15 年度寒河江市一般会計予算、議第 8 号平成 15 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算、議第 9 号平成 15 年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第 10 号平成 15 年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第 11 号平成 15 年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第 12 号平成 15 年度寒河江市老人保健特別会計予算、議第 13 号平成 15 年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第 14 号平成 15 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第 15 号平成 15 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第 16 号平成 15 年度寒河江市立病院事業会計予算、議第 17 号平成 15 年度寒河江市水道事業会計予算であります。

12 案件を一括議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

議第 7 号については、1．天童市営バスの現状の乗車人員、今後の見通しなどについて、1．合併協議会準備会への職員の配置、準備会の場所について、1．座談会の予算について、1．13 市等の公営選挙の内容について、1．市民パソコン学習講座開催委託料などについて、1．町会長報酬について、1．針灸マッサージの助成について、1．子供読書活動の取り組みについて、1．乳幼児からの本に親しむきっかけづくりの事業について、1．障害児通学支援事業について。

議第 8 号については、1．仮換地の状況について、1．店舗を構えていて廃業した場合の補償金についてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

議第 3 号、議第 9 号から議第 17 号については、質疑はありませんでした。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行って一たん散会いたしました。

次に、3 月 18 日午前 9 時 35 分から、本議場において委員 23 名中 22 名出席、当局からは市長を初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと再開いたしました。

冒頭、都市計画課長より 3 月 4 日の質疑に関連して発言の申し出があり、これを許可し、都市計画課長より発言がなされました。

次に、議事日程に入り、日程第 1、議第 3 号から日程第 12、議第 17 号までの 12 案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

議第 3 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 7 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 8 号について、建設委員長の報告に対し質疑を求めたところ、委員より当局に対し質問が出され、一たん休憩いたしました。会議を再開し、議会運営委員会の審査結果に基づき当局に対する質疑を許可いたしました。

委員より1. 駅前区画整理事業区域内で事業をやめて補償金を受け、区域外に出た件数と補償額について、1. 事業をやめた際、店舗等建物の補償等営業補償について、1. 営業補償がある場合、区域外に出て同種の事業をやりながら、区域内では個人でやっていたものを有限会社等の経営に形態が変わった場合の問題についての質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

議第8号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第9号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第10号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第11号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第12号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第13号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第14号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第15号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第16号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第17号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について、報告を終わります。

## 質疑、討論、採択

佐藤 清議長 日程第 27、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 3 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 3 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 3 号は原案のとおり可決されました。

議第 4 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 4 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 4 号は原案のとおり可決されました。

議第 5 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 5 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 5 号は原案のとおり可決されました。

議第 6 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。



（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第6号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

議第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第7号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第8号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

議第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 9 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 9 号は原案のとおり可決されました。

議第 10 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 10 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 10 号は原案のとおり可決されました。

議第 11 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 11 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 11 号は原案のとおり可決されました。

議第 12 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 12 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 12 号は原案のとおり可決されました。

議第 13 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 13 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 13 号は原案のとおり可決されました。

議第 14 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 14 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 14 号は原案のとおり可決されました。

議第 15 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 15 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 15 号は原案のとおり可決されました。

議第 16 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 16 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 16 号は原案のとおり可決されました。

議第 17 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 17 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 17 号は原案のとおり可決されました。

議第 18 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 18 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 18 号は原案のとおり可決されました。

議第 19 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 19 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 19 号は原案のとおり可決されました。

議第 20 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 20 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 20 号は原案のとおり可決されました。

議第 21 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 21 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 21 号は原案のとおり可決されました。

議第 22 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 22 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 22 号は原案のとおり可決されました。

議第 23 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 23 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 23 号は原案のとおり可決されました。

議第 24 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 24 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 24 号は原案のとおり可決されました。

議第 25 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 25 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 25 号は原案のとおり可決されました。

議第 26 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 26 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 26 号は原案のとおり可決されました。

請願第 1 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第 1 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第 1 号は採択することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 13 分

再 開 午前 10 時 40 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程の追加

佐藤 清議長 お諮りいたします。

本日、川越孝男議員外 3 名から議案第 4 号イラク問題の平和的解決を求める決議案が提出されました。

この際、議案第 4 号を日程第 29 の次に追加して、日程第 30 とし、議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、この際、議案第 4 号を日程第 29 の次に追加して日程第 30 とし議題とすることは可決されました。

なお、日程第 30、議案説明以下を順次 1 番ずつ繰り下げることといたします。



議案上程

佐藤 清議長 日程第 28 議案第 2 号から日程第 30、議案第 4 号までの 3 案件を一括議題といたします。

## 議案説明

佐藤 清議長 日程第 31、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 2 号から議会案第 4 号までの 3 案件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

## 委員会付託

佐藤 清議長 日程第 32、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 2 号から議会案第 4 号までの 3 案件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 33、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第 2 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 2 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 2 号は原案のとおり可決されました。

議会案第 3 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 3 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議会案第 4 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 4 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 4 号は原案のとおり可決されました。

## 日程の追加

佐藤 清議長 お諮りいたします。

議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件を日程に追加し、議題とすることは可決されました。

## 議員派遣の件

佐藤 清議長 議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付しております文書のとおり、派遣することにいたしたいと思っております。

これより議員派遣の件を採決いたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件について、原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては原案のとおり派遣することに決しました。

以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

## 発言の申し出

佐藤 清議長 この際、井上勝・議員、佐藤穎男議員、伊藤昭二郎議員、伊藤 諭議員から発言の申し出がありますので、これを許します。

井上勝・議員。

井上勝・議員 ただいま議長から貴重な時間をいただきまして、皆様に御礼のごあいさつを申しあげる機会を与えていただいたことに対して、心からありがたく御礼を申し上げます。

また、今議会も全議案御可決なりまして打ち上げされましたこと、皆さんとともに心からお喜びを申し上げます。

今期で議員を辞任することに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

3 期 12 年間の議員生活を皆様の御厚情により有意義に過ごさせていただきましたことに感謝を申し上げます。思えば市職員として約 30 年、引き続き議員としての 12 年、いろいろな面でよい経験をさせていただきました。

本市も、2 年後の市町村合併に向けた検討会や大きな課題が山積みであります。次代を担う若者もお年寄りも市民みんなが住んでよかったと言われる寒河江市になりますように、皆様におかれましては、今こそ襟をただし足元を見詰め直すときだと思えます。長い物に巻かれろ、事なかれ主義にならないよう、責任ある議会運営とともに市民の負託に十分こたえていただきたいと存じます。

皆様におかれましては 4 月の統一選で御健闘なされ、この議場で市民のための議論に火花を散らしていただきますよう御祈念申しあげ、皆様の御厚情に対する感謝の気持ちとさせていただきます。

これからは一市民として外より軽口を申しあげると思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

終わりに、寒河江市議会のますますの発展と寒河江市の御繁栄を心からお祈り申しあげ、お礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

佐藤 清議長 佐藤穎男議員。

佐藤穎男議員 平成 3 年に議会に出させていただきまして以来、よき先輩や同僚に恵まれまして、3 期 12 年の充実した議会活動をさせていただいたものと感謝をいたしているところであります。今期をもちまして議員を辞することになりました。

今日まで、多くの皆様方から御教示を賜りました。市当局を初めとする、そして同僚議員の皆様方、多くの市民の皆様方に対して改めて厚く御礼を申しあげたいというふうに思います。

今、まさに 21 世紀の初頭にあり、大きな変革の次代を迎えておるわけであります。一方、世の中は先の見えない不況の中で、市民は雇用や生活不安が増大をいたしております。そのようなことで、市政に対する市民の目線も一層厳しくなることであろうと、このように思われるわけでありますが、賢明なる幹部職員の皆様方におかれましては、時代の流れや風を真摯に受けとめられて自己改革に進まれておることとお察しいたしますが、これまで以上に責任感と緊張感を持って職務に頑張っていただきたいと、このように念願をいたすものであります。

市町の合併の山は動きました。そして寒河江市の発展をする扉は開かれたと思うのであります。幹部職員の皆様方の役割は重大であります。これまでの経験を生かしながら、そしてこの歴史的な大事業に十分活躍をしていただきたい、このように思います。取り組みに当たっては、自信と確信を持って事業の完成に御努力をいただきたい、このように念願をいたすものであります。

終わりに、市勢のさらなる発展と合併の成功を御祈念申し上げますとともに、本日までお世話をいただきま

した多くの皆様方、議員の皆様方に改めて御礼を申しあげさせていただきます、感謝の言葉と御礼にさせていただきますたいと、このように思います。

ありがとうございました。(拍手)

佐藤 清議長 伊藤昭二郎議員。

伊藤昭二郎議員 おはようございます。

私は今期限りで引退することにいたしました。したがって、3月定例議会は最後の議会になるわけでございます。この貴重な時間に、私たちに対して発言の機会を与えていただきましたことを、身に余る光栄と思っているところであります。

私は昭和50年の4月の選挙で初当選をいたしました。四半世紀にわたって、いろいろと皆さんからの御指導を賜りながら今日まできたことに対して、心から感謝と敬意を表するものであります。

昭和50年の時代というものは、どのくらいの程度だったのかなということを今振り返って見ているのでございますけれども、日本の経済というものも成長の過程に入っておりまして、私が昭和50年のときの当初予算が大体30億円ぐらいではなかったかなというふうに記憶しているものであります。そして、私たちの報酬が12万円ぐらいのときでありました。それからの経済の伸びというものは破竹の勢いで進んできたのであります。したがって、国民総生産も非常に年々向上しておりまして、あり余ってこのバブルの経済に移り、それが今度は崩壊の時期に来て、今デフレというふうな、経済のいろいろの経験というものを二十数年間のうちに経験してまいりました。大変、私の人生にとってもいい勉強であったなというふうに考えているところであります。

せっかく皆さんからこういう機会を与えていただきましたので、私は行政に入ったときに、50年のときには、学校建設等については陵東と陵南がようやくでき上がったばかりでありまして、50年に入って寒河江小学校の分離問題とかそういうものが出てきまして、それから14校のうちに12校というものが、今回の醍醐の学校までに、2年半に1校ぐらいの割合で進んできたというものを今思い出したときに、ああ、日本の経済というものは非常にいい時期もあったのだなということを改めて思っているところでございます。

今の下水道なんかも昭和52年に先進地に視察に行ったのを記憶しております。そして今日の下水道というものが立派にでき上がったのだなと、今思っているところであります。考えて見ますと、いい時期に市会議員をさせてもらったなということを今思っているところであります。

これからもまだまだ大変なところもありますけれども、皆さんから、これからも寒河江市を背負って立っていただくのでございますけれども、よろしく願いを申しあげておきたいと思っております。

最後でございますけれども、今日まできたこの二十数年間というものは、本当に有権者に対しても神様だなということを今初めて、ちょっとの間まではそういうことは余り考えなかったのですけれども、つくづくとやめる機会に当たって、有権者に対して改めて御礼を申しあげますとともに、議員の皆さんからも大変お世話になりました。市当局の方々からもいろいろしていただきまして、大過なく24年間務めたことに対して、心から皆さんに対して御礼を申しあげたいと思っております。

最後に、寒河江市の発展と寒河江市議会の発展を心から御祈念を申しあげ、ごあいさつにかえる次第でございます。

ありがとうございました。(拍手)

佐藤 清議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 貴重な時間をいただき、ごあいさつをする機会をいただいたことに御礼をまず申しあげたいと思っております。

3期12年間、市長を初め当局の皆さん、そして同僚議員の皆さんには大変お世話になったことに心から感謝を申しあげたいと思っております。



私はこの12年間、市民の声を市政に反映させるため、全力を挙げ頑張ってきたつもりであります。この熱意の余り、聞きづらい言葉もあったかもしれませんが、これもひとえに市勢発展を願っての発言とお許しをいただきたいと思えます。

私は、今回、新しい道に進むべく、4月4日で職を辞する決意を固めたところであります。長い間お世話になったことに心から感謝を申しあげ、市勢発展と議会の活性化を心から祈念を申しあげ、ごあいさつとさせていただきます。

大変長い間、お世話になりました。

ありがとうございました。(拍手)

佐藤 清議長 この際、市長からも発言の申し出があります。佐藤市長。

佐藤誠六市長 当会議が皆様の今任期中の最後の定例議会となりますので、議員の皆様にごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方からは、平成11年4月の市議会議員選挙御当選以来4年間の任期中に市勢発展に向けての積極的な御意見と御協力を賜り、まことにありがとうございました。

4年間を振り返って見ますと、この期間には本市の100年の礎を築いたと言って過言ではないような、大きな事業を推進することができました。

平成11年には山形自動車道寒河江サービスエリアのオープン、白岩バイパスの開通。平成12年は駅前中心市街地整備事業の起工式、寒河江バイパスの4車線の供用開始。また、平成13年には、本市のまちづくりに対し緑化推進運動功労者内閣総理大臣賞を受賞したのであります。さらに昨年春早くに新寒河江駅舎の完成を見たところであります。昨年6月には本市のまちづくりのキャッチフレーズである花と緑・せせらぎで彩る寒河江の集大成とも言うべき第19回全国都市緑化やまがたフェアが開催され、市民総参加の取り組み、目標をはるかに超える76万余の方々に入場いただき、大成功をおさめることができました。これとあわせて、一大プロジェクトであるクア・パークが公的な事業としての公園整備がほぼ完成されるとともに、民活事業のオープンも見ることができました。

しかし、昨今の日本の社会経済を取り巻く環境は大変厳しいものであり、国においては現在国庫補助、地方交付税、税源移譲のあり方を三位一体で検討しており、今後特に地方交付税の大幅な見直しが予想されます。

このような中、地方分権をより確実なものとするためにも、市民一体となって今後合併に前向きな町とともに広域的な見地に立ち、将来の展望を見据えたまちづくりを進めていかなければならないものと思っております。今、本市にとってこうした大事な時期であります。

今回、御勇退なされます議員におかれましては、長年にわたり市勢の発展と市民福祉の向上に注がれました御尽力に、深く敬意と感謝を申しあげる次第であります。どうか御健康に留意されまして、今後とも変わらぬ御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、再出馬を予定されている皆様方には、来る4月27日の選挙において、全員が御当選の榮譽を得て、市の将来が大きく転換が予想される市政へ再び参加され、御指導、お力添えをいただきますよう御祈念申しあげ、御礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

平成 15 年 3 月第 1 回定例会

閉 会 午前 1 1 時 0 2 分

佐藤 清議長 これにて平成 15 年第 1 回定例会を閉会いたします。  
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 佐藤 清

会議録署名議員 石川 忠義

同 上 伊藤 昭二郎